



Title	畑作における新たなコントラクター体制の構築に関する考察 : JAきたみらい管内を事例に
Author(s)	金山, 翠; 東山, 寛
Citation	北海道大学農経論叢, 75, 39-46
Issue Date	2022-03-31
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/84664
Type	bulletin (article)
File Information	05_kanayama.pdf



[Instructions for use](#)

畑作における新たなコントラクター体制の構築に関する考察 －JAきたみらい管内を事例に－

金山 翠・東山 寛

An inquiry into the successful farm-contractor system of upland farming: case study on potato-contractor activities in the KITAMIRAI Agricultural Cooperative's area

Midori KANAYAMA, Kan HIGASHIYAMA

Summary

Recently, the size of each farmer's farming area has been increasing. As a result, it is becoming difficult to manage farming without employed workers, and farmers need to use smart technology and services like farm contractors. Farm contractors have been a solution and have been established in many areas. However, a lot of them have become smaller or have disbanded. This study focuses on two upland farm contractors, namely a farmer organized contractor and an agricultural cooperative organized contractor, and it clarifies the ideal organization of an upland farm contractor. It is appropriate for agricultural cooperatives to manage farm contractors because they are advisors for farmers and the both cooperatives and contractors have a close relationship. In the case of the KITAMIRAI Agricultural Cooperative, they have large scale machines and work for all areas. However, this causes constraints, so farm field development is needed. In case of farm organized contractors, their machines can be utilized by operators who are farmers, resulting in an increased operation rate for the machines. However, the scale of the contractors is small and needs to be expanded in order to maintain farmland. As a conclusion, it is impossible for a single farm contractor to manage a huge area, so it is desirable that the relationship between the two organizations is complementary.

1. 問題の所在と課題設定

我が国の農業においては、農業経営体数の減少が進行する下で、経営体1戸当たりの経営面積は拡大傾向にある。その結果、かつてのように家族労働力だけであらゆる作業をこなすという、自己完結型の農業経営が難しくなりつつある。2020年に策定された新しい食料・農業・農村基本計画においても、「農業経営の展望」の基本的な考え方として「担い手と労働力の確保が益々困難になると予想される」とした上で、「スマート農機の共同利用や作業の外部委託等を導入したモデル」を作成することが示されている。このうち北海道を対象とした農業経営モデルでは、「外部委託等」

に関連して、畑作・4輪作経営において農作業受託組織の活用が提示されている。

これまでの農作業受託の組織的な取り組みは、水田農業及び自給飼料部門での活動が中心であったと考えられる。本研究では、新たな基本計画も提起している畑作の受託組織であるコントラクターを対象とする。北海道内においても、畑作コントラクターの設立事例は少ないとみられる。本研究の対象も、ごく最近年に活動を開始した事例を含んでいる。具体的な対象事例は、オホーツク地域に所在するJAきたみらいのコントラクター事業と、同管内の農家コントラクター組織である。農協コントラクターと農家コントラクターという両タイプを分析できることが、JAきたみら

い管内を対象とするメリットであると考える。

これらのコントラクターが受託しているのは、主に馬鈴しょの収穫作業である。馬鈴しょは、畑作輪作を維持する上でなくてはならない作物であるが、普通畑作物の中でも多労的であり、選別にも多くの人手を要する。そのため、コントラクターによる作業受託を通じて、農業経営にとっては収益性の高い馬鈴しょの作付けを維持し、JAや産地にとっては管内の耕作面積維持に結びつけることが期待されている。

そこで本研究は、馬鈴しょ収穫コントラクターの実態分析を通じて、地域における望ましいコントラクター体制のあり方を検討することを課題とする。以下ではまず2節において、既存研究にも触れながら農作業受託組織の展開とそれが有する問題点について整理した上で、3節及び4節において、農協コントラクター及び農家コントラクターの事例分析を行う。最後に、両事例の比較をもとに総合的な考察を行い、課題に応えることとする（5節）。

2. 農作業受託組織の展開に関する概観

本節では、コントラクター以前に登場した共同利用組織と農業機械銀行について、先行研究を基にその特徴と問題点を整理しておく。

1) 機械共同利用組織の特徴と運営上の問題点

機械共同利用が最初に登場したのは、動力耕耘機の利用が広まった1950年代である。動力耕耘機の共同利用組織が多く設立されたが、個人所有が次第に広がったことで解体した。その後、新たに登場した乗用トラクターの共同利用が広がった。この形態では、トラクターの能率に見合った規模を有していない個別経営群が機械導入資金を出資し、生産者組織あるいは数戸で機械を共同所有していた。しかし、組織内の利害調整により存続が困難化したことが指摘されている。伊庭（2005）はその要因を、共同利用組織を構成する各主体（オペレーター及び組織内の委託者）の機会主義的行動にあると指摘している。

具体的に、ひとつは、オペレータの努力の投入量の低下と複数業務に対する努力配分の不均等というモラルハザードである。これは賃金が固定的であるために、オペレータの作業に対する評価

が適正に行われないことに起因する。これによって機械の耐用年数の短縮やサービスの質の低下が発生する。

そしてもうひとつは、作業委託者の逆選択である。これは、組織が作業料金を設定する以前には委託圃場について知ることができない一方で、委託者は作業料金を踏まえてより作業効率の悪い圃場を委託するという情報の格差に基づく行動である。これによって、受託作業量の伸び悩みや作業の質の低下が発生する。加えて、委託農家は自己の利益の最大化を求めており、適期を逃さずに作業が行われることを求める。また同じ地域内であるという親近感から、会計処理が曖昧になりやすい面もあった。

以上の要因により、共同利用組織は縮小あるいは解体を余儀なくされる傾向をたどってきたと言える。

2) 農業機械銀行と運営上の問題点

農業機械銀行は西独で立ち上がった「マシーネンリング」を基にしたものであり、1970年代に広まった。本来のマシーネンリングは、マネージャーと呼ばれる仲介者を介して、リングに参加する農業経営間で作業の受委託関係を結ぶものである。しかし、我が国の場合は、農業機械銀行の多くが農協主導であったため、農協自身がマネージャーの役割を担っていた。受託農家は、銀行所有の機械あるいは受託農家個人の機械を利用して、銀行から斡旋された委託作業を請負っていた。

農業機械銀行の展開を押し止めた要因として、委託農家と受託農家の階層差が指摘されている。多くの場合、専業農家が兼業農家の作業を受託するという構造となっていた。例えば、高橋（1980）が事例対象とした香川県の農業機械銀行は、兼業農家の農地を作業受委託を經由して専業農家に賃貸借設定し、農地の流動化に結びつけることを意図していた。しかし、実際には受託農家が増加する一方で、委託農家は減少していった。高橋はその要因を、委託農家の経営の零細性に求めている。

さらに、兼業農家である委託農家は、圃場整備に対して消極的であった。そのため、未整備の圃場を委託された場合、機械作業の効率は低下す

る。また、それが受託料金に反映される仕組みのため、かえって高額となってしまった。農業機械銀行の業務拡大局面において、受託料金を下げることは困難であった。

このように、委託者が零細農家であるために十分な圃場整備がなされず、結果的に作業効率が悪化かつ受託料金の高騰が発生し、委託者数を減少させるという悪循環を生み出したと言える。

また、久野ら(1983)は愛知県の農業機械銀行の実態調査を行い、運営上の問題点や地域農業に果たす役割などについて整理している。久野らは運営上の問題点として、個別相対の受委託の増加による統制力の低下、受託農地の分散による作業効率の低下、さらには受託者間の能力格差によって受託体制が安定していないことを挙げている。また、それ以外の問題点として、銀行所有の機械を使用する際に、修理費の負担をめぐって衝突が発生することも指摘されている。

3) 小括

戦後の農業機械化の進行の下で、最初に現れたのは機械共同利用組織であった。しかし、組織を構成する各主体の機会主義的行動により縮小・解体傾向をたどったと言える。その次に登場した農業機械銀行は、受託農家である専業農家が、委託農家である兼業農家の作業を請け負うかたちをとっていた。それにより、委託農家側の過剰投資を回避させると共に、作業受委託を經由して農地賃貸借に移行することを見通して、受託農家の規模拡大に結びつけることも意図された。しかし、委託農家の経営が零細であるために十分な圃場整備もなされず、結果として受託農家の作業能率が低下し、受託料金の高騰も引き起こした。このことは結果的に、委託農家の減少をもたらした。また、農業機械銀行の運営面では、統制力の強化、受託農地の集団化、受託農家の力量の向上が主な論点であった。

以上は、受委託関係を伴う機械利用をめぐって、オペレーター体制を有する共同利用、農業機械銀行、さらには本研究が対象とするコントラクターという3つのタイプを念頭に置きながら整理したものである。以下では前2者の実態分析から指摘されていた問題点も踏まえつつ、事例コントラクターの実態調査結果を述べることにしたい。

なお、実態調査は2020年に実施した。以下は調査時点の認識である。

3. 農協コントラクターの実態

1) JAきたみらい管内の農業の概要

JAきたみらい(以下、農協)は、オホーツク地域に位置する旧8農協が合併した農協である。そのエリアはひじょうに広く、管内の農業は普通畑作、玉ねぎ、酪農・畜産、稲作(もち米)などを基幹とする多様な経営が展開している。農協の本所は北見市に所在し、残る地域に支所を置いているが、地域単位に「ふれあい相談グループ」と呼ばれる営農指導部門を設置し、定期的に組合員を訪問する「出向く営農指導体制」を採用していることでも知られている。

本研究で取り上げる馬鈴しょについては、JA管内の基幹作物である玉ねぎに次ぐ生産量を誇っている。ただし、馬鈴しょ生産の現状を見ておくと、生食用の減少により作付面積はこの10年間で500ha以上減少している(図示等略)。生食用が大きく減少した要因としては、労働力不足が挙げられる。特に収穫作業は、収穫機(ハーベスター)を操作するオペレーターだけでなく、機上選別の人員が必要であり、規格が厳しい生食用では機上選別に時間を要する。加えて、収穫時には運搬用の鉄コンテナを組み立てる必要もある。その結果、単位面積当たりの労働投入は普通畑作物の中でも突出して多く、これが作付後退の主要因となっている。反面、相対的な労働力不足に対応するかたちで小麦の作付けは増加しており、輪作体系の乱れが問題視されている。

その一方で、加工用の作付面積は、2014年までは漸減傾向にあったが、その後は増加に転じ、2019年も対前年比で増加となっている。これは加工用の需要が高まってきていることと、生食用と異なり価格が安定していることが要因である。

2) 農協コントラクターの概要と作業受委託の特徴

コントラクターの構想が初めて登場したのは、2016年に農協が組合員に提案した「農地流動円滑化対策」である。その目的は、農地流動の過程で受け手が持つ労働力に対応しきれない部分をコントラクターが補うことにある。また、機上選別な

どで臨時労働力を確保できない場合も、コントラクターに委託するという選択肢は有効である。

農協コントラクターが請け負う作業内容は、土地条件を改善する技術的側面から組み込まれたメニュー（GPSレベラー、雪踏み、融雪剤散布）と、収穫～粗選別あるいは粗選別のみを請負うメニューが設定されている。したがって、農協コントラクターが請け負う作業は複数のメニューがあるが、以下では主要な作業である馬鈴しょの収穫を取り上げることとする。なお、農協はコントラクター事業の立ち上げにあたり、馬鈴しょのハーベスターを新規導入している（自走式4畦及びけん引式2畦の2台）。また、大型ハーベスターの導入に伴い機上選別を簡素化せざるを得ないため、農協の集荷施設（2ヶ所）における倉庫前選別体制も併せて増強している。

まず、委託者の特徴について見ておきたい。表1は、コントラクターが稼働した初年の2020年に収穫～粗選別を委託した個人農家の一覧である。2020年は22件の依頼があったが、実際に受託し作業を実施したのは農事組合法人3法人含め18件である。

委託者の特徴として着目したい点は、就農状況と生食用馬鈴しょの作付けの関係である。生食を作付けていない生産者の就農状況に着目すると、49歳以下の若年層がいない個人農家の多さが目立つ。このことから、労働力不足によって生食用から加工用に特化するようになり、コントラクターに委託することで省力化をさらに進めていることが分かる。

実績が検討できるのは初年の2020年に留まるが、農協コントラクターの課題としては、受託可能な圃場に一定の制約があることである。これは収穫物（馬鈴しょ）の集荷との関わりがある。

農協コントラクターの場合、通常の収穫のように鉄コンテナを大型トラックで運搬するのではなく、ピート車と呼ばれる荷台の切り離しが可能なトラックに収穫した馬鈴しょを直接投入し、農協の倉庫まで運搬する。このピート車が進入可能な圃場であるか否かが、収穫を請け負う際の条件となっているのである。その結果、全圃場の収穫～粗選別を委託することができず、部分的に粗選別のみを委託するというケースも生まれている。こ

の課題に対処するためには、農協コントラクターの機械体系に合わせて圃場整備を実施することが求められている。

3) 小括

JAきたみらい管内においても、馬鈴しょの耕作面積そのものは減少傾向にある。その最大の要因は労働力不足であり、特に生食用はその影響が顕著に現れている。他方、加工用は近年需要が増加傾向にあることと、価格が安定していることから増加に転じている。農協コントラクターの作業内容は、主流の収穫～粗選別のほかに、圃場条件改善に関わる作業がある。ただし、あくまでもメインは収穫作業であり、ここに限定するかたちでコントラクターを立ち上げているのが特徴と言えるだろう。

委託者の主な特徴としては、後継者不在あるいは親世代の加齢のため、相対的に労働力不足に陥っているケースが多くみられた。その上で、コントラクターに委託することにより、馬鈴しょ生産を継続していることが確認できる。ただし、大型機械及び運搬車が圃場に進入できる環境であるかどうかを受託圃場選択時の前提となっているため、圃場整備の必要性が提起されている点は見落とせない。

4. 農家コントラクターの実態

本節では同じくJAきたみらい管内である訓子府町で設立されている農家コントラクター組織に着目し、その実態を整理しておきたい。

1) 農家コントラクターの概要と作業受委託の特徴

事例地域である訓子府町の1戸当たりの平均経営規模は18.6haであり（調査時点）、JAきたみらい管内の平均を下回る。その分、生産性の高い集約的な経営が展開しており、玉ねぎ・畑作3品・酪農といった経営形態を基本としている。馬鈴しょの作付面積に関しては、管内8地区の中で最も大きな面積を有しており、独自に減農薬研究部会が存在するなど、生産意欲の高さが地域的な特徴と言える。

訓子府町の農家コントラクター組織の設立の契機は、2016年の大型台風による被害である。当時台風により圃場状態が悪化し、作業に取り組めな

表1 収穫～粗選別を委託した個人農家（2020年）

No.	就農状況	経営規模(a)		委託面積(a)
		生食	加工	
1	経営主(52), 妻(51) 父(82), 母(81)	5,723		238
		243	553	
2	経営主(40) 父(67), 母(63)	5,007		150
		210	150	
3	経営主(37), 妻(38) 父(64), 母(61)	4,069		196
		249	196	
4	経営主(44), 妻(38) 父(76), 母(70)	3,791		259
		212	259	
5	経営主(50), 妻(45)	3,382		431
		0	577	
6	経営主(37), 妻(38) 父(64), 母(61)	3,305		373
		0	373	
7	経営主(50), 妻(45)	3,117		200
		0	405	
8	経営主(52), 妻(52) 長男(26), 母(74)	2,988		333
		0	549	
9	経営主(63), 妻(61)	2,775		738
		17	738	
10	経営主(60), 妻(58) 長男(28)	2,684		145
		42	145	
11	経営主(58), 妻(54) 長男(28), 父(83), 母(82)	2,442		148
		118	148	
12	経営主(53), 妻(53)	2,392		100
		350	211	
13	経営主(62), 妻(61) 長男(36), 母(89)	2,216		450
		0	510	
14	経営主(57), 妻(57) 長男(28)	2,003		174
		60	304	
15	経営主(52) 父(81), 母(81)	1,727		239
		0	239	

(資料) 農協提供資料によって作成。

い農家らが出ており、農協への相談が多く寄せられた。その際、高性能機械を所有していた農業者が農協から収穫受託を打診され、現在のコントラクター組織の構想が生まれた。

調査時点では、7名の馬鈴しょ農家が作業を請け負い、受委託の管理は農協の訓子府事務所が行っている。受託開始までの流れとしては、1月に申し込みをまとめ、6・7月に圃場視察をする。その後、農協は9月下旬にメンバーの自家の収穫作業の進捗状況を把握し、その終了時期に合

わせて委託農家の収穫作業に入る。作業請け負いの対象は、生食用(男爵・スノーマーチ)及び加工用の収穫である。作業内容は収穫だけでなく、鉄コンテナの組み立てと機上選別も含んでいる。

さらに詳細に触れておくと、1月の申し込みの際には、収穫機が旋回して次の畝に入れるための枕地の設置や畝幅の指定等作業要項で提示している。品種や規格に関して、B品以上で農協が受け入れ可能な品種に限定している。食用については、2018年以前は正品のみが農協受け入れの対象

であったため取り扱っていなかったが、現在はB品も受け入れ対象となったため、取り扱い品種に含まれている。作業内容に機上選別を含んでいるため、正品のみを受け入れる品種であった場合、委託農家の減収を招き、受委託事業のリスク要因となるからである。

このように、当該年の1月時点でコントラクター活動の理解を得てから、9月の収穫作業に入るという流れとなっている。この組織の特徴として、次のような点が挙げられる。第1に、作業受託をする際、オペレーターだけではなく、収穫時に必要な機上選別のための人員を確保していること。第2に、使用する機械は受託農家自身のものであること（けん引式・1畦のハーベスター）。第3に、作業受託の時期は、受託者全員の自家作業の終了時から開始することである。

このうち第2と第3の点については、組織のメンバーが生産者であるがゆえの特徴と言えよう。前節の農協コントラクターとは異なり、オペレーターは生産者自身である。個別経営の側から見た受託理由としては、自家の作業への支障がないことと、作業受託によって自身の機械の稼働機会が高まり、結果的に償却費などのコストの引き下げにつながるからである。

表2は資料を入手し得た2018年の委託者・個人農家の一覧である。コントラクター組織では毎年2～3件を請け負っており、委託者は必ずしも決まった農家ではない。

例えばK農場は、圃場が訓子府町の西端と東端に位置し、両圃場を行き来しなくてはならないた

め作業を依頼した。M農場は馬鈴しょと作業時期が重なる玉ねぎを作付けしていたため、家族労働力だけではカバーできず作業を依頼した。T農場は経営主が不在の状態となり、作業委託を申し込んだ。このように、委託理由は各農家の事情によってさまざまであるが、総じて相対的な労働力不足に起因すると言える。この点は、先に見た農協コントラクターの委託者と同様である。

2) 農家コントラクターの課題

農家コントラクターの課題は、組織の規模にある。表3は、2020年の農家コントラクターの実績を示したものである。

上述したように、農家コントラクターは構成員全員が収穫作業を終えたのち、委託された作業に着手する。そのため必然的に、受託開始が9月末となる。受託農家自身が受託作業後に他の作業を控えていること、特に作業時期が馬鈴しょの後作となる秋小麦の播種時期と重なることから、受託可能面積にはおのずと限界がある。受託圃場については、収穫直後の後作がないことが受託の条件に含まれている。このことに加えて、収穫機の移動の関係上、受託可能な地域も限られている。現在は活動拠点である訓子府町と、隣接している置戸町の一部地域のみに対応している。また、機上選別の要員は構成員の家族とパート労働力であり、その確保は受託者の責任である。この点も、受託量に限界を画する要因と言えよう。

今後の課題として、作業能率の向上について指摘しておきたい。一般的に、農家コントラクターが使用している1畦オフセット型ハーベスタ（け

表2 農家コントラクター組織の委託者（2018年）

K農場				M農場				T農場			
家族構成		作付品目		家族構成		作付品目		家族構成		作付品目	
経営主	57歳	秋小麦	408a	経営主	43歳	秋小麦	369a	経営主	45歳	秋小麦	687a
妻	53歳	春小麦	357a	妻	38歳	春小麦	217a	父	70歳	春小麦	-
後継者	30歳	馬鈴薯	809a	母	66歳	馬鈴薯	577a	母	67歳	馬鈴薯	727a
後継者妻	34歳	甜菜	500a			甜菜	-			甜菜	608a
		玉ねぎ	265a			玉ねぎ	1,061a			玉ねぎ	-
		小豆	435a			SC	145a				
		合計	2,774a			合計	2,369a			合計	2,022a
委託理由		遠方圃場		委託理由		労働力不足		委託理由		経営主が入院	

(資料) 農協提供資料によって作成。

ん引式)の作業能率は8.6a~23.0a/hとされている。しかし、実態調査によれば、実際の稼働率は8.2a/hであり、それほど高いとは言えない。その原因として、委託圃場の条件が挙げられる。そのため農家コントラクター側としては、植付から関与する必要があるのではないかと考えている。植付も作業受託対象とすることで、収穫時期の圃場条件を改善し、作業能率の向上につながるからである。ただし、春作業に関与することは受託農家側に新たな負担を発生させることになり、その実現可能性は慎重に検討する必要がある。

この点に関連して、JAは馬鈴しょの植付にかかわる「一元管理」を構想しており、試験段階にある。これは本来であれば、種イモを農家自身が管理して植付作業に入るところを、植付直前まで農協が保有する倉庫で管理するという内容である。これにより、凍害などで発芽しないという事態を回避し、植付作業の開始も円滑化することが期待されている。この構想が実現すれば、植付作業の受託へのハードルも下がる可能性がある。今後の取り組みに注目しておきたい。

3) 小括

農家コントラクターは農協コントラクターとは異なり、現役の生産者である個人農家が直接参加する仕組みである。それにより、自身の所有する機械の追加的な稼働が可能となり、過剰投資を回避することにつながる。その一方で、農家コントラクターは自家作業の終了後からの受託開始とな

り、かつ活動エリアを限定していることから、受託量にはおのずと限界がある。組織活動を拡充するには、他地域にも同様の組織が作られるよう農協などが働きかける必要があるだろう。

5. 考察

本研究の課題は、JAきたみらい管内の馬鈴しょコントラクターを事例として、望ましいコントラクター体制のあり方を、馬鈴しょ収穫作業の請け負いをメインとする農協コントラクター及び農家コントラクターの事例比較を通じて検討することであった。

結論から言えば、農協コントラクターと農家コントラクターが相互補完的なかたちで管内の委託ニーズに応える仕組みが必要だと言える。これまでの経緯を踏まえて言えば、管内では農家コントラクターが先に立ち上がっており(訓子府町の事例)、農協コントラクターは2020年にスタートしたばかりの後発的存在である。

農家コントラクターが管内の委託ニーズを全面的にカバーし得る条件は、今のところ整っていない。事例に見るように、あくまでも自家作業が優先であり、経営内での余力の範囲内で受託が行われているのが実情である。また、活動範囲もせいぜい隣接町村に留まっている。その意味で農家コントラクターは狭い限界を有していると言わなければならない。

これをカバーするのが農協コントラクターであ

表3 農家コントラクター組織の受託実績(2020年)

	施工日	委託農家	品種	作付面積(a)	施工面積(a)
1	9/30 8:00~17:00	M農場	スノーマーチ	100	100
			さやか	317	317
2	10/1 8:00~14:30 14:30~17:00	M農場 N農場	さやか	160	160
			スノーマーチ	84	79
3	10/2 8:00~17:00	N農場	スノーマーチ	49	37
			スノーマーチ	90	78
計	9/30~10/2	2名	2品種	800	771

(資料) 農協提供資料によって作成。

る。活動範囲は管内全域であり、組合員であれば誰でも委託可能である。導入しているのは大型・高性能の多畦ハーベスターであり、装備の面でも農家コントラクターに優る。また、オペレーターは農協職員であり、都度の確保は必要ない（註1）。さらに、このタイプの収穫機では機上選別を簡素化し、その分を倉庫前選別の充実で対応するのが一般的である。事例農協では倉庫前選別の人員確保も農協が対応しており、この面でも都度の労働力確保に頭を悩ませる必要はないのが強みであろう。

したがって今後の方向性としては、訓子府町の事例のような農家コントラクター組織を管内の各地域にできるだけ多く立ち上げて、不足する部分を農協コントラクター組織がカバーするというかたちが望ましいと言える。

したがって、鍵を握るのは農家コントラクターの組織化であるが、事例分析では作業効率の向上を課題として指摘した。その対処もまた地域的な仕組みとして構想される必要があり、新たなフレームワークを設定した上で、農家コントラクターの組織化を提起すべき段階に来ていると言えよう。

註

（註1）北海道におけるコントラクターの先駆的な研究として浦谷（1997）がある。対象は酪農コントラクターであるが、浦谷は「現状ではもっともコントラクターの参入が多い酪農部門でさえ、コントラクターが単独でビジネスとして成立しうる基盤と環境条件が整っているとはいいがたい」と指摘する。その最大の要因は「コントラクターにおける雇用労働力問題」であるが、JAきたみらいの農協コントラクター事業の場合はすべて農協の正職員であり（6名）、この問題を回避していると言える。

引用文献

伊庭治彦（2005）『地域農業組織の新たな展開と組織管理』農林統計協会。
 久野昭・柴田豊・大須賀章高（1983）「農業機械銀行の運営実態と農作業受委託の展開方向」『愛知農総試研究報』15, pp.156-162。
 高橋正明（1980）「讃岐平野における稲作の生産組織化：綾歌南部農業機械銀行の場合」『大手前女子大

学論集』14, pp.148-167.

浦谷孝義（1997）「ファーム・コントラクターの雇用労働力問題」岩崎徹編著『農業雇用と地域労働市場：北海道農業の雇用問題』北海道大学図書刊行会：221-241.